

精華町第2次障害者基本計画【改定版】  
たたき台

平成31年3月

精華町



# 目 次

## 第1章 この計画について \*

1. 法的根拠 \_\_\_\_\_ \*
2. 計画の位置づけと計画期間 \_\_\_\_\_ \*
3. 近年の関連動向 \_\_\_\_\_ \*

## 第2章 精華町の障害福祉に係る概況と課題 \*

1. 手帳所持者数の状況 \_\_\_\_\_ \*
2. 特別支援教育を利用する児童生徒の状況 \_\_\_\_\_ \*
3. 山城南圏域の社会資源の概況 \_\_\_\_\_ \*
4. 住民の意識 \_\_\_\_\_ \*
5. 計画課題 \_\_\_\_\_ \*

## 第3章 理念・原則と計画目標 \*

1. 基本理念 \_\_\_\_\_ \*

障害があってもなくても  
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町

2. 3つの原則 \_\_\_\_\_ \*

- [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止
- [2] 自己決定と自己選択の尊重
- [3] 地域共生の社会づくり

3. 計画目標 \_\_\_\_\_ \*

- [1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける
- [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる
- [3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

## 第4章 目標ごとの施策 \*

---

1. 施策の体系 \_\_\_\_\_ \*

2. 具体的な施策 \_\_\_\_\_ \*

## 第5章 計画の推進 \*

---

1. 計画の進行管理 \_\_\_\_\_ \*

2. 圏域・府との連携 \_\_\_\_\_ \*

資料編

# 第1章 この計画について

---

## 1. 法的根拠

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づいて、地方自治体に策定義務がある「市町村障害者計画」となるものです。

## 2. 計画の位置づけと計画期間

### (1) 計画の位置づけ

- 「精華町第2次障害者基本計画【改定版】」は、本町のまちづくりの最上位計画「精華町第5次総合計画」の障害福祉部門の施策を推進するための指針です。
- 同時に策定した「第3次精華町地域福祉計画」を上位計画としつつ、障害福祉に係る理念や目標を掲げて、目標の実現に向けた総合的な施策の体系を示します。
- 障害福祉サービス等の供給について、目標数値を掲げて具体的な整備を推進するために策定する「精華町障害福祉計画」「精華町障害児福祉計画」との整合を図ります。
  - ・ 「精華町障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害福祉計画」となるものです。
  - ・ 「精華町障害児福祉計画」は、「改正児童福祉法第33条の20第1項」の既定に基づいて地方自治体に策定義務がある「市町村障害児福祉計画」となるものです。
- 国の「第4次障害者基本計画（平成30～34年度）」及び「第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）」と整合を保ちつつ推進するものです。

### (2) 計画の期間

- 本計画は、平成24（2012）年度からおおむね10年間と定めた計画を、平成30（2018）年度に改めたものであり、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度を計画期間とします。

### ・ 計画関連図

### ・ 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間（表）

### 3. 近年の関連動向

#### (1) 法制度関係

○ 近年の法制度に係る動向は、下表の通りです。

法制定・改正等	概 要
① 障害者権利条約の批准	[H26.1.20 批准、H26.2.19、国内で条約が効力を発生] <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害者の権利に関する条約。</li> <li>障害のある人の人権と基本的自由の享有を保障し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。</li> </ul>
② 障害者差別解消法の制定	[H25.6.26 公布（一部同日施行）、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。</li> <li>すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。</li> <li>障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について定めています。</li> </ul>
③ 障害者雇用促進法の改正	[H25.6.19 公布、H28.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律。</li> <li>「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた対応の一環として、H28.4.1 に改正施行されました。法定雇用率の算定基礎の見直しについては、H30.4.1 の施行とされています。</li> </ul>
④ 成年後見制度利用促進法の制定	[H28.4.15 公布、H28.5.13 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律。</li> <li>認知症や知的障害、その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度について、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。</li> <li>法に基づき、H29.3.24、「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。</li> </ul>
⑤ ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	[H28.6.2 閣議決定] <ul style="list-style-type: none"> <li>「一億総活躍社会とは、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と位置づける中で、障害のある人や、難病の患者・がん患者等の活躍支援と地域共生社会の実現を謳っています。</li> </ul>
⑥ 発達障害者支援法の改正	[H28.6.1 公布、H28.8.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>法施行から10年が経ち、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援が求められることや、共生社会の実現に向けた法整備が進んだことを踏まえて、各種施策に係る法律の全般にわたる改正が行われました。</li> <li>「発達障害者支援センター等」による支援について、できるだけ身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮することとされています。</li> </ul>
⑦ 障害者総合支援法と児童福祉法の改正	[H28.6.3 公布（一部同日施行）、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。</li> <li>障害福祉サービスの類型として「自立生活援助」「就労定着支援」が創設されるとともに、「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用」に係る改正がなされています。</li> <li>「障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）」「医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）」が盛り込まれるとともに、「地域共生社会への転換」が明記されました。</li> </ul>
⑧ 介護保険法の改正	[H29.6.2 公布、H30.4.1 施行] <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H26.6.25 公布）」による改正が行われました。障害福祉に係る改正点として、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が示されています。</li> </ul>

(2) 国・府の計画

① 第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）（要諦抜粋予定）

第4次障害者基本計画 概要	
<b>I 第4次障害者基本計画とは</b>	
<p><b>【位置付け】</b> 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）</p> <p><b>【計画期間】</b> 平成30(2018)年度からの5年間</p> <p><b>【検討経緯】</b> 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成</p>	
<b>II 基本理念（計画の目的）</b>	
<p>共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援</p>	
<b>III 基本的方向</b>	
<p><b>1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ<sup>(※)</sup>向上の視点を取り入れていく  <small>(※) アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。</small></li> <li>○ アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入</li> </ul> <p><b>2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保</b>  <small>(※) 障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援</li> </ul> <p><b>3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進</li> </ul> <p><b>4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実</b></p>	

第4次障害者基本計画 概要	
<b>IV 総論の主な内容</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者本位の総合的・分野横断的な支援</li> <li>○ 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援</li> <li>○ 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進</li> <li>○ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進</li> </ul>	
<b>V 各論の主な内容</b>	
<p><b>1. 安全・安心な生活環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全に安心して生活できる住環境の整備                      ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進</li> <li>○ 移動しやすい環境の整備                      ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）</li> <li>○ 障害者に配慮したまちづくりの推進                      ・ICTを活用した歩行者移動支援</li> </ul>	<p><b>3. 防災、防犯等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時における障害特性に配慮した支援                      ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保                      ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制</li> <li>○ 防犯対策や消費者トラブル防止の推進                      ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談                      ・障害者支援施設の安全体制確保</li> </ul>
<p><b>2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及                      ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築</li> <li>○ 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進                      ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</li> </ul>	<p><b>4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消                      ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進                      ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進</li> <li>○ 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護                      ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止</li> </ul>

## 第4次障害者基本計画 概要

### 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
  - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
  - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
  - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
  - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

### 6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
  - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
  - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
  - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
  - ・難病治療法の研究開発

### 7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
  - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
  - ・行政機関の窓口での配慮
  - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

### 8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
  - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
  - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
  - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
  - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
  - ・農業分野の就労支援

### 9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
  - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
  - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
  - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

### 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
  - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
  - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

### 11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
  - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

## 第4次障害者基本計画 主な成果目標

### < 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>(注1)</sup>	87.2%（段階解消） （2016年度）	約100%（同左） （2020年度）
ノンステップバスの導入率 <sup>(注2)</sup>	53.3% （2016年度）	約70% （2020年度）
福祉タクシーの導入台数	15,128台 （2016年度）	約28,000台 （2020年度）

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合  
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

### < 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値（直近値）	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キー-5局） （2016年度）	100% <sup>(注3)</sup> （NHK総合・民放キー-5局） （2022年度）

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

### < 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8%（一般市町村） （2017年4月）	70%以上（同左） （2022年度）

### < 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87%（都道府県・政令市） （2016年度）	100%（同左） （2022年度）
地域生活支援拠点 <sup>(注4)</sup> を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 （2017年4月）	全ての地域 （2020年度）

(注4) 居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を担う拠点

### < 保健・医療の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 （2014年度）	14.6～15.7万人 （2020年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	2018年4月から新たな医療提供体制を整備	100% （2022年度）

### < 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人（50人以上） （2017年6月）	58.5万人（43.5人以上） （2022年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 （2016年度）	前年度比増 （～2022年度）

### < 教育の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） （2016年度）	おおむね100% （2022年度）
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% （2016年度）	おおむね100% （2022年度）

### < 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%（成人） 31.5%（若年層） （2015年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2021年度）
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）	過去最高の金メダル数 （夏季2020年、冬季2022年）



② 第3期京都府障害者基本計画（平成26～31年度）

- 障害者基本法第11条第2項に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」です。
- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進のため、以下の5つの横断的視点を踏まえて、8つの分野からの施策展開を図っています。

（5つの横断的視点）

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ 当事者本位の総合的な支援
- ・ 障害特性等に配慮した支援
- ・ アクセシビリティの向上
- ・ 総合的かつ計画的な取組の推進

（8つの分野）

- ・ 共生社会の実現に向けた理解と交流の推進
- ・ 教育の推進
- ・ 生活の支援
- ・ 保健・医療の充実
- ・ 生活環境の整備
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興
- ・ 暮らしの安心・安全

## 第2章 精華町の障害福祉に係る概況と課題

---

1. 手帳所持者数の状況
2. 特別支援教育を利用する児童生徒の状況
3. 山城南圏域の社会資源の概況
4. 住民の意識（アンケート調査結果等の要諦）

- ・ 統計データについては、現計画掲載内容を基本的に踏襲し、時点更新して掲載します。
- ・ なお、人口動向について割愛するほか、障害福祉サービスに係る個別の統計については、障害福祉計画に掲載するものとします。

### 5. 計画課題

（現段階の課題の仮説）

- [1] 一貫した発達支援
- [2] 社会参加の拡充
- [3] 生活支援基盤の確保・堅持（高齢化対応、介助者対応含む）
- [4] 福祉人材の育成・確保
- [5] 地域共生社会づくり（移動確保含む）

- ・ 関係団体等へのヒアリング調査を予定しています（10月中目途）
- ・ ヒアリング調査結果も踏まえつつ、内容整理を予定しています。

## 第3章 理念・原則と計画目標

---

### 1. 基本理念

障害があってもなくても  
誰もが自分らしく生活し輝けるまち 精華町（仮）

### 2. 3つの原則

- [1] 基本的人権の尊重と差別の禁止
- [2] 自己決定と自己選択の尊重
- [3] 地域共生の社会づくり

### 3. 計画目標

- [1] 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける
- [2] 誰もが安心して毎日の生活をおくれる
- [3] 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

注意：第4章の記載内容については、改定した場合の各施策の移動先をイメージするためのもです。そのため、当時作成した際に存在した施策名や団体名がそのまま使用しています。改定後の記載内容ではない点、ご注意ください。

## 第4章 目標ごとの施策

---

### 1. 施策の体系

#### 目標1 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策1：発達支援の充実

施策2：支援が必要な子どもの早期発見・対応

施策3：教育・保育の充実

施策4：放課後活動等対策の充実

施策5：社会参画・就労の促進

#### 目標2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策6：相談と情報提供の充実

施策7：日常生活の支援

施策8：住まいの確保

施策9：保健・医療の確保

施策10：経済的負担の軽減

#### 目標3 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

施策11：人権文化の醸成と権利の擁護

施策12：コミュニケーション支援の充実

施策13：移動の確保

施策14：福祉人材の育成・確保

施策15：防災・防犯対策の充実

## 2. 具体的な施策

目標1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策 1	発達支援の充実
------	---------

<現計画に掲げる取り組み項目>

※ 項目の説明文については、今年度の評価段階で「行政として行うこと」の視点から、内容の表現を一定整理したものです。

### 1-（3）発達障害などの理解と支援の充実

- 支援の必要な子どもへの対応
  - ・ 保護者が相談により子どもの発達に見通しが持て、育児をしていく上で安心感が持てるような支援をめざします。
- 発達相談事業
  - ・ 町の福祉課、教育委員会、相談支援専門員等の相談対応を充実し、保育所・幼稚園・学校との連携を一層図っていきます。
  - ・ 発達障害児（者）に関する相談窓口となる機能、システムを、関係機関と連携しながら充実を図ります。
- 発達障害の理解の促進
  - ・ 発達障害のある子どもに対し、その症例や支援の方法に対する適切な対応ができるよう、教職員や関係者による研究・研修を行います。
- 関係機関等の連携と協働
  - ・ 乳幼児健診等の母子保健事業との連携を図るとともに、教育機関とも連携し、特別支援教育体制の構築に努めます。
  - ・ 母子保健事業、障害者福祉、教育関係の協働による支援体制の整備に努めます。

目標1：誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策 2	支援が必要な子どもの早期発見・対応
------	-------------------

<現計画に掲げる取り組み項目>

1-(1) 障害の早期発見・早期療育

- 母子保健事業の推進
  - ・ 乳幼児健診での障害児や発達障害児等の早期対応につながる相談・訪問を実施します。
  - ・ 未就園児や専門的療育事業等の利用対象児以外のフォロー教室や相談支援を実施します。
- 早期療育体制の充実
  - ・ 療育体制の充実等を図ります。
  - ・ 町内での児童デイサービス事業所の確保や利用促進を図ります。

施策3	教育・保育の充実
-----	----------

<現計画に掲げる取り組み項目>

1-(2) 保育・教育の充実

- 保育所・幼稚園での障害児保育・教育の充実
  - ・子育て発達支援センターが実施している保育所巡回相談事業を継続し、関係機関との連携の充実を図ります。
  - ・障害児保育の充実に向けた職員研修の充実を図ります。
  - ・保育所に入所する障害児等の子どもに対する保育の充実と早期発見・早期対応に努めます。
- 教育相談の充実
  - ・学校内の教育相談や就園就学指導体制の整備に努めるとともに、障害の状況を把握し、相談活動の推進に努めます。
  - ・支援ファイル等も適宜活用しながら、就学時の支援強化を図っていきます。
- 特別支援教育の推進
  - ・個別の指導計画の作成とその活用を図り、指導方法の工夫・改善に努めます。
  - ・特別支援学校と小・中学校との、また在籍校と通級指導校との連携した指導に努めます。
- 進路指導の充実
  - ・全校的な指導体制のもとに進路指導を推進します。
  - ・家庭や地域とともに自らの進路を切り開く力を育てる指導を充実させることにより、個性に応じた積極的な進路選択を支援します。
- 職員研修の充実
  - ・教職員の研修や勉強会を行います。
  - ・教職員への福祉教育等を行い、障害のある子どもへの理解を深めるとともに、指導力の向上を図ります。

施策 4	放課後活動等対策の充実
------	-------------

<現計画に掲げる取り組み項目>

1 - (4) 放課後活動等の充実

- 放課後、学校長期休暇期間の生活の充実
  - ・ レクリエーション事業やNPO団体のサークル活動等の充実も図りながら、放課後等デイサービス事業所を増やし、より身近な地域で利用しやすくします。
  - ・ 障害児の放課後や学校長期休暇期間中の活動の場である地域活動支援事業の充実を図ります。
  
- 放課後等デイサービス事業の活用
  - ・ 放課後等デイサービス事業の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。
  - ・ 地域支援事業の日中一時支援事業の活用、連携の充実も図っていきます。



<b>施策5</b>	<b>社会参画・就労の促進実</b>
------------	--------------------

<現計画に掲げる取り組み項目>

1-（5）自立と社会参加のための支援

- 進路指導体制の充実
  - ・ 障害者就業・生活支援センター・特別支援学校・障害者支援事業所・相談支援機関・学校・行政機関・ハローワーク・企業等の連携を強化し、障害のある子どもの状況に適した進路指導を行います。
  - ・ 進路指導、職業体験など、早期からの就労支援を行うなど、職業的自立を促す指導に努めます。
- 一貫した相談体制の連携
  - ・ 保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校などとの間で連携を図ります。
  - ・ 進路指導や就学時相談支援との連携を図り、生涯の自立と社会参加につながる支援を行います。
- 支援ネットワークの構築
  - ・ 行政、福祉関係機関、教育、企業などが連携し、圏域でのネットワーク化を検討します。
  - ・ 障害のある児童に、就学時だけでなく、就労時においても継続した支援を行い、生活の自立を促進します。

2-（1）働く場の確保

- 障害者雇用の理解と啓発
  - ・ 企業における障害のある人への理解と啓発を深めるための福祉教育・研修等の実施を支援します。
  - ・ 障害者雇用率制度の周知をはかり、雇用率未達成企業の解消を促進します。
  - ・ 毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行います。
- 職親制度の普及・啓発
  - ・ 知的障害のある人が一定期間、事業経営者の元で生活し、職業訓練を受けて一般雇用をめざす職親制度の周知に努めます。
- 障害福祉サービスにおける支援の推進
  - ・ サービスの適切な利用支援を行うことにより多様な社会参加を推進します。
  - ・ 一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う、「就労継続支援」を推進します。
- 福祉的就労の支援
  - ・ 産業や福祉、NPO法人等の関係団体と連携し、障害のある人が作製した製品のPR及び

販売を支援します。

- 就労場所に応じて、その風土や特徴を生かした仕事に取り組むため、地域との交流、連携を促進します。
- 福祉的就労施設等への通所に要する交通費の補助等を行う等、就労場所の選択肢の拡大を支援します。

## 2-（2）関係機関の連携と多様な就労機会の創出

### ○ ハローワークとの連携

- ハローワークや支援事業所との連携を図り、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障害のある人の本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。
- 企業や事業主に対して各種助成制度の周知及び活用を促進し、障害のある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。

### ○ 障害者就業・生活支援センターの活用

- 障害者就業・生活支援センターと関係機関との連携を強化します。

### ○ 職場への定着支援

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知、啓発を図ることにより、障害のある人の職場への定着を支援します。

### ○ 教育・福祉との連携体制

- 教育機関やサービス事業所、公共職業安定所等との連携を図ります。

### ○ 難病対策推進事業の保健所との連携

- 難病の人々やその家族の相談に応じるほか、専門の相談会の紹介や在宅福祉事業を実施します。
- 難病の人々の療養生活への支援を円滑に行うため、保健所との連携を進めていきます。

## 2-（3）生きがいづくりの促進、6-（3）スポーツ・レクリエーションの機会づくり

### ○ 取り組み記載なし

施策 6	相談と情報提供の充実
------	------------

<現計画に掲げる取り組み項目>

4-（1）総合的な生活支援体制の整備

- 相談窓口の充実
  - ・ 町役場における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して窓口の明確化と相談体制の充実に努めます。
- 相談支援の充実
  - ・ 委託相談支援事業所では、障害福祉サービスを利用するすべての障害者（児）のサービス利用計画を作成し、きめ細かな支援を促進します。
  - ・ 相談支援の質の向上、調整のため、相談支援機能強化事業を実施します。
  - ・ 町の関係課と相談支援事業所等が連携し、相談窓口として必要な情報の共有と専門性の確保、向上を行い相談体制の充実に努めます。
  - ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の支援等を行い、障害者やその家族が身近に相談できる体制の充実に努めます。
  - ・ 今後も地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）をワンストップで応じます。
- 地域における相談活動の充実
  - ・ 身体障害者・知的障害者相談員、民生・児童委員などに対し、障害についての情報提供や研修等を積極的に行い、地域での相談機能の強化を図ります。
- 情報提供体制の多様化
  - ・ 聴覚障害者・言語障害者に F A X 等を活用した情報伝達システムの整備による情報提供を図ります。
  - ・ インターネットや携帯電話のホームページ、メールその他、多様な情報伝達手段等の活用なども研究し、情報提供体制の充実に努めます。
- 相談支援体制の強化
  - ・ いつでも一貫した情報を提供できる体制を整えるとともに、個々に対応した適切な相談体制の確立を図ります。

目標 2：誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策 7	日常生活の支援
------	---------

<現計画に掲げる取り組み項目>

4-（3）通所サービス事業の充実、（4）公正適正なサービス提供の確保

○ 取り組み記載なし

- ・ 障害福祉計画に係る内容を含めて整理します。

目標 2：誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策 8	住まいの確保
------	--------

<現計画に掲げる取り組み項目>

5-（2）生活の場の確保

- 公営住宅におけるバリアフリー化
  - ・ 高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設・建て替えに際しては、バリアフリー設計・改修を進めていきます。
- 各種給付・融資制度の周知
  - ・ 居宅生活動作補助用具の給付や、府の住宅建設(改良)資金の融資等の制度について、広報をはじめ、ホームページ、パンフレットによる周知と利用促進を図ります。
- グループホーム事業等への支援
  - ・ 障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム事業等への支援に努めます。

施策 9	保健・医療の確保
------	----------

<現計画に掲げる取り組み項目>

3-（1）保健・医療サービスの充実

- 健康診査の充実
  - ・ 健康診査の充実に努めるとともに、受診を働きかけます。
  - ・ 健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。
- 生涯を通じた健康づくりの推進
  - ・ 健康増進計画などと連携を図り、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。
- 医療費助成制度の実施
  - ・ 障害者自立支援法による、自立支援医療の給付を実施しています。
  - ・ 福祉医療費についても、有益な実施となるよう努めています。
- 医療体制の充実
  - ・ 医師会、歯科医師会との連携のもと、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実に努めます。
- 難病患者への支援
  - ・ 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉の連携に努めます。
- 精神保健福祉施策の推進
  - ・ 精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
  - ・ 専門の医療機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

3-（2）生涯にわたる障害の早期発見と早期対応

- 取り組み記載なし

目標 2：誰もが安心して毎日の生活をおくれる

## 施策 10

## 経済的負担の軽減

<現計画に掲げる取り組み項目>

○ 取り組み記載なし

- 経済的負担の軽減に係る制度について整理します。

## 施策 11

## 人権文化の醸成と権利の擁護

<現計画に掲げる取り組み項目>

### 4-（6）権利擁護体制の推進

- 成年後見制度の普及・啓発
  - ・ 成年後見制度の普及・啓発を図ります。
  - ・ 身寄りが無い等の理由から制度の利用が困難な障害のある人に対しては、町が申し立てを積極的に行うとともに、法人後見組織の育成や、市民後見人の育成などにより権利擁護を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業の推進
  - ・ 社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業について支援し、制度の浸透に努めます。
- 権利擁護の推進
  - ・ 障害児・者の親亡き後の生活支援や金銭管理、財産管理など、権利擁護のあり方について協議を進めます。

### 5-（1）社会参加を支える福祉のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
  - ・ 住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

### 6-（1）福祉交流の推進

- 各種メディアの活用
  - ・ 障害のある人が扱いやすく、手に入れやすい情報の提供方法の研究・普及を図ります。
  - ・ 町の広報誌やホームページをはじめ、新聞、テレビ、CATVなどのマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努めます。
- 「障害者週間」等の活用
  - ・ 街頭啓発、リーフレットの配布、講演会などを行うことにより、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための運動を展開することに努めます。
- 相互理解の促進
  - ・ 障害のある人と障害のない人の相互理解、障害のある人同士の相互理解を進め、誰もが支え合い、尊重し合えるような施策の展開を検討します。
- 関係団体等との連携の強化
  - ・ 各種障害者団体やボランティア団体などと連携して障害のある人のニーズの把握に努め、



障害者施策への反映に努めます。

#### 6-（2）交流・ふれあいの機会づくり

##### ○ 地域コミュニティ・ネットワークづくり

- ・ 地域において障害のある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

目標 3：差別や偏見のない、地域共生社会となっている

## 施策 12

## コミュニケーション支援の充実

<現計画に掲げる取り組み項目>

4-（8）社会参加の基盤づくりと情報保障の充実

○ 取り組みの記載なし

- ・ 障害福祉計画に係る内容を含めて整理します。

施策 13	移動の確保
-------	-------

<現計画に掲げる取り組み項目>

4-（2）外出支援の充実

○ 取り組み記載なし

5-（1）社会参加を支える福祉のまちづくりの推進

○ 公共施設などの整備・改善

- ・ 公共施設及び公共公益施設の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善、障害者用駐車場の確保を推進します。
- ・ 民間施設の建設や既存施設の改修においても、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づいて事前協議を行い、指導・助言を行います。

○ 道路・交通安全施設の整備

- ・ 歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、視覚障害者誘導用ブロックなど、町道路施設の改良を計画的に推進します。
- ・ 道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。

## 施策 14

## 福祉人材の育成・確保

<現計画に掲げる取り組み項目>

### 4-（5）支援の担い手の確保

○ 取り組み記載なし

### 4-（7）障害者の社会参加の促進とボランティアの自己実現支援

○ 取り組み記載なし

### 6-（2）交流・ふれあいの機会づくり

#### ○ 地域コミュニティ・ネットワークづくり

- ・ 地域において障害のある人のいる世帯を見守り、支援を行う地域コミュニティ・ネットワークの構築を図ります。

#### ○ ボランティア養成講座の充実

- ・ 訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話・要約筆記などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

#### ○ NPO・ボランティア団体等の育成・支援

- ・ 地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPOやボランティア活動の育成に努めます。
- ・ NPOやボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供などの支援や、活動の連携を図り、地域とともに活動できるよう、支援を充実します。

## 施策 15

## 防災・防犯対策の充実

<現計画に掲げる取り組み項目>

### 5-（3）防災・防犯対策の推進

- 地域における交流と周知
  - ・ 地域の行事等の機会を捉えて福祉に関する意識啓発を行います。
- 地域における防災・防犯体制の強化
  - ・ 講習会や防災訓練を通じて、障害のある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。
  - ・ 防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導板の設置を検討します。
  - ・ 地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害情報等の提供と、防災意識の高揚
  - ・ 普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範の徹底や防災意識の高揚を図ります。情報の提供にあたっては、障害の種類や程度により、様々な方法を取り入れ、周知・徹底できるよう努めます。
  - ・ 防災行政無線、文字放送、音声告知放送、メール配信等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。
- 災害発生時の福祉避難所の充実
  - ・ 福祉避難所の増加に努めるとともに、福祉避難所において要援護者に必要な備蓄品の充実・確保に努めます。

## 第5章 計画の推進

---

1. 計画の進行管理

2. 圏域・府との連携

- 成案調整段階で内容整理します。